



呉市役所本庁期日前投票所における不正投票の疑いのある事案について

呉市役所本庁期日前投票所において、不正投票の疑いのある事案が発生しました。

日 時 令和7年7月18日（金）
場 所 本庁舎1F 多目的室
時 間 15時から16時頃
内 容

高齢の男性と女性（年齢、間柄は不明、女性は車椅子を使用）が来庁し、期日前投票を行った。

その際、男性の方が女性の投票に干渉するような状況が見受けられたため、期日前投票管理者により注意し、また、女性は字が書けないことから、代理投票も可能な旨申し伝えたが、男性は半ば強引に女性の投票用紙に候補者名を記入し、そのまま投票箱に投函した。（投じられた投票は、特定することが不可能であるため、投票として有効となる見込み。）

この行為は、県選出及び比例代表選出において行われており、投票管理者、投票立会人双方が確認している。

なお、当該案件は本日の投票立会人（午後で他の投票立会人と交代）から17時半頃、電話による通知で覚知したもので、行為内容については、投票管理者、投票立会人双方から聞き取りしたものである。

対 応

当該案件は、公職選挙法第46条、同法228条及び同法237条等の違反に該当するおそれがある。警察へは連絡済み。

なお、本日以降の期日前投票管理者、及び投票管理者に注意喚起を行った。

（参考）

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（投票の記載事項及び投函かん）

第四十六条 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

2 ～ 省略 ～

3 参議院（比例代表選出）議員の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投

票用紙に公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。ただし、公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名を自書することに代えて、一の参議院名簿届出政党等（同項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）の同項の届出に係る名称又は略称を自書することができる。

（投票干渉罪）

第二百二十八条 投票所（共通投票所及び期日前投票所を含む。次条及び第二百三十二条において同じ。）又は開票所において正当な理由がなくて選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）を認知する方法を行つた者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

（詐偽投票及び投票偽造、増減罪）

第二百三十七条 選挙人でない者が投票をしたときは、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。